**平成２８年（フ）第５２９９号**
東京都青梅市東青梅５丁目16―５―409
債務者　森田ちい子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３２１号**
東京都江戸川区篠崎町３丁目26―７―103
債務者　照屋　恵莉（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３３２号**
東京都練馬区羽沢２丁目14―９―106
債務者　山口　政高
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３３３号**
東京都大田区西六郷４丁目13―12―201
債務者　吉澤　　優
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３３４号**
東京都中野区大和町４丁目51―11―411
債務者　金　　美卿
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３３９号**
東京都墨田区向島３丁目40―４―401
債務者　能見　幸夫
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３４１号**
東京都世田谷区下馬６丁目10―８―801
債務者　木村　　元
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３４２号**
東京都北区東十条２丁目14―14―303
債務者　長田　照子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３５１号**
東京都港区東麻布３丁目２―６―503
債務者　島矢千佳代
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３５２号**
神奈川県横浜市戸塚区平戸町484―33
債務者　瀧澤　一朗
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３５６号**
東京都大田区大森南２丁目６―２―103
債務者　渡邊理恵子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３５７号**
東京都江戸川区西葛西８丁目２―３―607
債務者　川崎　七郎
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３５８号**
東京都新宿区西早稲田２丁目５―８―305
債務者　金子雅一こと　金　　雅一
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３６０号**
東京都大田区下丸子４丁目19―12　Ｎ―グランデージ315
債務者　保田　美礼
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３６２号**
東京都葛飾区東金町８丁目17―１
債務者　尾崎　　愛
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５３６３号**
東京都荒川区東尾久６丁目42―５―102
債務者　船橋フサ子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部